

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）

【行政職給料表(一)】

等級	級別標準職務表の職務の内容	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事補、技師補の職務 消防士の職務	126	12.7%	主事補	79	506	51.0%	係員級
				技師補	4			
				幼稚園教諭	2			
				消防士	41			
				計	126			
2級	主事、技師の職務 相当の経験を有する消防士の職務	173	17.4%	主事	109			
				技師	19			
				幼稚園教諭	1			
				消防士	44			
				計	173			
3級	主任主事、主任技師の職務 消防士長、消防副士長の職務	207	20.9%	主任主事	143			
				主任技師	33			
				幼稚園教諭	1			
				消防士長・消防副士長	30			
				計	207			
4級	主査の職務 消防司令補の職務	142	14.3%	主査	121	310	31.3%	係長級
				社会教育主事	1			
				幼稚園教諭	1			
				消防司令補	19			
				計	142			
5級	出先機関の長の職務 教育機関の長の職務 係長、主任主査の職務	168	16.9%	出張所長・福祉会館長	6			
				指導主事・管理主事	12			
				幼稚園教頭	2			
				係長	97			
				主任主査	48			
				調整官	3			
				計	168			
6級	課長補佐の職務 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 困難な業務を所掌する教育機関の長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機関の補佐の職務 特に困難な業務を所掌する教育機関の補佐の職務 委員会又は委員の事務局長補佐の職務 消防署の副署長、分署長又は出張所長の職務 副主幹の職務	74	7.5%	課長補佐	42	74	7.5%	課長補佐級
				所長・室長・館長	5			
				幼稚園長	1			
				センター、事務所等のセンター長補佐、所長補佐・図書館の館長補佐	3			
				行政委員会事務局長補佐	3			
				副署長・分署長・出張所長	5			
				副主幹	15			
				計	74			
7級	参事の職務 課長の職務 室長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 特に困難な業務を所掌する教育機関の長の職務 消防署長の職務 主幹の職務	66	6.7%	参事	1	66	6.7%	課長級
				課長	37			
				センター、事務所等のセンター長、所長・館長・園長・室長	8			
				主幹	20			
				計	66			
8級	次長の職務 会計管理者の職務 委員会又は委員の事務局長の職務 参与の職務	20	2.0%	次長	9	20	2.0%	次長級
				会計管理者	1			
				行政委員会局長	3			
				参与	7			
				計	20			
9級	理事の職務 局長の職務 部長の職務 議会事務局長の職務 参事監の職務 消防長の職務	16	1.6%	建設局長	1	16	1.6%	部長級
				部長・参事監	12			
				教育次長	1			
				議会事務局長	1			
				消防長	1			
				計	16			
合計		992	100.0%					

備考 人数は地方公共団体定員管理調査に基づき作成した人数です。（一般職に属する職員数であり、休職者、派遣職員（他団体に所属する職員を除く）、育休任期付職員などを含み、教育長を除く）

【行政職給料表(二)】

行政職科表(一)

等級	級別標準職務表の職務の内容	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	自動車運転手など技師補の職務 調理員など業務員の職務	2	6.5%	技師	2	31	100.0%	
				業務員	0			
				計	2			
2級	自動車運転手など技師の職務 調理員など業務員の職務	2	6.5%		2			
				計	2			
3級	相当の経験を有する自動車運転手など技師の職務 相当の経験を有する調理員などの業務員の職務	7	22.5%	技師	5			
				業務員	2			
				計	7			
4級	特に豊富な経験を有する自動車運転手など技師の職務 特に豊富な経験を有する調理員など業務員の職務	20	64.5%	技師	15			
				業務員	5			
				計	20			
	合計	31	100.0%					

備考 人数は地方公共団体定員管理調査に基づき作成した人数です。(一般職に属する職員数であり、退職者、派遣職員(他団体に所属する職員を除く)、育休任期付職員などを含み、教育長を除く)